

【研究論文】

日本の有価証券評価制度の生成に関する 歴史的考察

増 尾 賢 一
(中央学院大学)

【要 約】

本論文は、現行有価証券評価制度の見直しにあたり、そもそもわが国において有価証券評価制度がどのように生成したのかを歴史的に考察したものである。

わが国の有価証券評価制度は、1673年商事王令→1807年フランス商法→ドイツ商法→ロエスレル草案→1890（明治23）年商法→1899（明治32）年商法→1911（明治44）年商法→1938（昭和13）年商法という、いわば時価評価を基調とした財産評価制度の系譜から独立し、1938（昭和13）年商法において株式会社の特則として生成した。そして、この規定が生成した直接の原因は、当時会計実務上で問題となっていた評価配当、剰配当の横行であった。

このように生成の過程から、わが国の評価制度というものは、最初は他国を参考にして制度を導入するが、その後は会計実務からの要請により制度の修正がはかられていくということが明らかにされたのである。

キーワード：有価証券、評価、制度、生成、剰配当

1. はじめに

1999年成立の金融商品基準⁽¹⁾により特定の有価証券に時価評価が規定されてから早くも15年という月日が経った。その間、制度の様々な問題点が浮き彫りにされ数度の改正を経て現在に至っているが、そろそろ制度を抜本的に見直す時期が来ていると思われる。

この制度見直しにあたって、IFRSや他国の制度を考察することは多く行われているところであるが、もっと歴史的に、そもそもわが国において有価証券評価の制度がどのように生成したのか、そしてそれはどのような制度であったのかを考察することも充分意義あることと考える。

そこで本論文では、わが国における有価証券評価制度⁽²⁾の生成を、歴史資料に基づいて探ってみることにしたい。

2. 財産（含：有価証券）評価制度の 生成と改正

わが国において有価証券評価制度がどのように生成したのかを歴史的に探っていくと、フランスのルイ14世の治世につくられた1673年商事王令にまで遡ることができる。当時のフランスは、経済不況で詐欺的な企業破産が相次いで起こり、詐欺的破産者による財産隠蔽や財産持出が頻繁に行われていた。また、企業はまだ所有と経営の分離が進まず、保護すべき利害関係者としては債権者

が重視されていた。それで財産目録作成義務や債権者保護の思考が高まり、商事王令では第3章第8条において、商人に、王令公布後6ヶ月以内に財産目録を作成し、その後2年ごとに財産目録を作成することを要求した⁽³⁾。

こうした財産目録作成義務や債権者保護思考が1807年フランス商法→ドイツ商法→ロエスレル草案へと引き継がれていく。

債権者保護思考に基づくと、債務の返済にあてることができる換金価値ある財産がいくらあるのかを財産目録等で示すことから、財産の評価は時価評価となる。したがってロエスレル草案でも財産の評価について第33条で「当時ノ相場又ハ時価（der Cours oder Marktwert）ヲ付スヘシ」⁽⁴⁾とされた⁽⁵⁾。

この「当時ノ相場又ハ時価」が、商法第一読会会議「当時ノ相場又ハ常価」→商法第二読会会議「当時ノ相場又ハ常価」→商法草案会議「当時ノ相場又ハ市価」→1890（明治23）年商法「当時ノ相場又ハ市場価値」⁽⁶⁾と、時価の概念はさほど変わらず文言の修正が加えられていく⁽⁷⁾。

〈1890（明治23）年商法〉

「第三十二条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三箇月内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ不動産動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス」

すべての財産に「当時ノ相場又ハ市場価値」を付すという時価評価が定められ、ここに有価証券

を含めた財産評価制度の生成を見出すことができる。

「当時ノ相場又ハ市場価値」は、1896年の第8回商法委員会会議で「其時ノ価格」⁽⁸⁾にまとめられ、1899（明治32）年商法において、それは「其目録調製ノ時ニ於ケル価格」となった。いずれにしても時価評価である。

〈1899（明治32）年商法〉

「第二十六条 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」

1909年12月、法律取調委員会において、「其目録調製ノ時ニ於ケル価格」を付すという規定の解釈をめぐり、時価のみの評価説と、時価以下でも差支えないという時価以下評価説で議論が展開され、結局、①時価の測定困難性、②見積時価と売却時価の相違、③安全性、④取得原価評価を行っている実務界を考慮、⑤時価評価差額の性質と分配問題、等を論拠とする時価以下評価説が採用された⁽⁹⁾。したがって、1911（明治44）年商法改正において、それまでの時価評価からつぎのような時価以下評価規定となった。

〈1911（明治44）年商法〉

「第二十六条 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産

ニ価格ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価格ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ニ超ユルコトヲ得ス」

3. 有価証券評価制度の生成

商法規定における財産評価制度は、1911（明治44）年商法による時価以下評価規定がその後27年もの長きに渡って大きく改正されることなく経過する。しかし、その間におけるわが国の経済情勢は大きな変化のうねりのなかにあった。

(1) 経済情勢の変化

わが国の経済情勢は、第一次世界大戦（1914年-1918年）にともなう戦争経済で飛躍的な発展をとげた後、その反動で1920年には戦後恐慌に陥り、23年には関東大震災が発生して、その震災手形の処理をめぐり27年に金融恐慌が引き起こされ、さらに30年には昭和恐慌がはじまる。これら飛躍の発展とその後の三度の恐慌を経て、実業界では産業の合理化と重化学工業化が推し進められ、会社間では銀行を中心にして合同・合併が急速に促進されていく。

このような経済情勢の大きな変化により、従来の制度が経済・社会と合わなくなり、商法の不備がたびたび指摘されるようになった。特に実業界の変貌に伴わないものが多く顕在化するようになり、商取引の実情に適合しない規定が多々あった。

(2) 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会の改正意見

こうした制度と経済・社会のミスマッチを主要因とし、世界的な商法改正ブームも副次的な要因として加わって⁽¹⁰⁾、わが国で商法改正の機運が生じ、1928（昭和3）年4月に東京商工会議所が商事関係法規改正準備委員会（以下、「改正準備委員会」とする）を設置した。

改正準備委員会は商法を改正するべく、その改正意見書を作成するにあたって、実業界等各方面から意見を聴取した。その意見聴取のなかで財産評価に関して注目されるべきものに、南満州鉄道の1928（昭和3）年8月11日の意見、「株式会社ノ財産目録ニ記載スヘキ財産価格ノ最高及最低限度ヲ明示スル特別規定ヲ設クルノ件」⁽¹¹⁾や、三菱商事の意見「計算書類作成ニ当リ為スヘキ財産ノ評価方法ニ付適当ナル規定ヲ希望ス」⁽¹²⁾があった。

これらの意見を踏まえ、改正準備委員会は、株式会社の「財産ノ評価ニ関スル規定ヲ設クルコト」の要請を1929（昭和4）年6月に「確定事項」（改正意見として確定したもの）として決議し⁽¹³⁾、1930年7月の「商法中会社編ニ関スル改正決議事項」に掲載したのである⁽¹⁴⁾。

(3) 法制審議会の商法改正要綱

改正準備委員会の動きに啓発されたかのように、1929（昭和4）年5月、今度は政府が内閣に法制審議会を設置し、商法改正要綱作成に執りかかった。

商法改正要綱では、第26条の時価以下評価規定に加えて、営業用の固定財産については使用価値の観点から取得価額－減損額による評価も妨げない旨の規定を設けることが提案される⁽¹⁵⁾。

この背景には当時は昭和恐慌で時価以下評価によると多額の評価損を計上することになることや、会計実務において取得価額－減損額による評価が行われていたという実態がある。

さらに、株式会社については特則を設けることが提案される。すなわち、第二編会社 第四章株式会社の第百三十四および第百三十五で以下のように述べている。

「第百三十四 営業用ノ固定財産ニハ其取得価額又ハ製作価額以上ノ価額ヲ附スルコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルコト

営業用ノ固定財産ノ評価ニ関スル一般的原則ニ付テハ決議第十三ノ如ク之ヲ定メトスルモ株式会社ニ在リテハ所謂評価利益ヲ作りテ配当ヲ大ニシ其結果、会社ノ基礎ヲ危クスルノ弊害アルヲ以テ特ニ本項ノ規定ヲ設ケムトスルモノナリ」⁽¹⁶⁾

これは、株式会社について、営業用の固定財産には取得価額または製作価額以上の評価額を付けることを禁止する規定を設けることを要求したものである。つまり原価以下評価の要求である。その理由は、株式会社については評価益をつくって配当額を大きくし、社外に分配する結果、会社の基礎を危うくする弊害があるからであると解説されている。まさにこれは当時横行し問題となっていた評価配当、すなわち蝸配当を意識したものであろう。蝸配当とは、財産の時価を実際価格より超えて過大に評価し、多くの評価益を計上して、高額の配当を出すというものである。この結果、会社のより多くの資金が社外に流出してしまい、会社の財政基礎が脆弱になるという弊害がある⁽¹⁷⁾。

「第百三十五 取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ決算期ノ属スル月ニ於ケル平均価額ニ超エサル価額ヲ記載スルコトヲ要スルモノトスルコト

本項ハ評価ノ適正ヲ期スル趣旨ニ於テ必要ナル規定ナリト認メラル」⁽¹⁸⁾

これは、取引所相場のある有価証券については、決算期の属する月における平均価額に超えない価額を記載することを要求したものである。つまり平均価格以下評価の要求である。その理由は、評価の適正を期する趣旨とされている。なぜ平均価額を採用したかについては記されていないが、それは当時の市場は現在のようにまだ発展しておらず、決算日という特定日にすると相場操縦等によ

り異常な暴騰や暴落を引き起こし、その価額によって評価を行うこと、また蝸配当を行うことは、株式会社の基礎上にも影響を及ぼしかねないので、平均価額が適正な価額と考えられたのであろう。ここに独立した有価証券評価制度の原形を見出すことができる。

(4) 商法中改正法律案

この商法改正要綱が、ほぼそのまま商法中改正法律案のなかに採り入れられることになる。1932（昭和7）年10月、政府は司法省内に商法総則および会社編改正調査委員会を設置し、同委員会において同年11月以降実に150余回にもおよぶ会議を重ね、法制審議会の決定した要綱を基本として精査した結果、商法中改正法律案を作成する⁽¹⁹⁾。

商法中改正法律案は、財産評価について、総則第34条で「財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ 営業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」⁽²⁰⁾とし、その解説として、「本条ハ財産目録ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付規定ス、本条第一項ハ現行法第二十六条第二項ニ一部字句ノ修正ヲ加ヘタルノミ、本条第二項ハ新設ノ規定ナリ蓋シ固定財産ノ評価ハ清算ノ場合ハ格別ナルモ営業持続ノ場合ニ於テハ交換価値ニ依ルヨリモ寧ロ使用価値ニ從フヲ妥当トスベキヲ以テナリ」⁽²¹⁾ ということに、固定財産評価については交換価値よりも使用価値を妥当とすべき旨が説明されている。

株式会社については、第285条で「財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」⁽²²⁾ とし、その解説として、「本条ハ財産目録ニ記載スル財産中営業

用ノ固定財産及取引所ノ相場アル有価証券ニ附スベキ価額ノ制限ヲ定ムルモノニシテ新設ノ規定ナリ、即チ営業用ノ固定財産ニ附スベキ価額ハ一般ニハ第三十四条ノ規定ニ依ルベキモノナルモ株式会社ニ在リテハ所謂評価利益ヲ作りテ配当ヲ大ニシ会社ノ基礎ヲ危クスルノ弊アリ得ベキヲ以テ本条前段ニ於テ之ニ制限ヲ加ヘ又取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ評価ノ適正ヲ期スル為メ本条後段ノ規定ヲ設ケタルモノトス」⁽²³⁾ というように、いわゆる株式会社の基礎を危うくする剰配当の防止や特定日における相場操作の防止を意識した説明がなされている。

このような商法中改正法律案は、第70回帝国議会へ提出されたが、衆議院が解散してしまい成立せず、再び1938（昭和13）年1月に第73回帝国議会へ提出された。

(5) 1938（昭和13）年商法の財産評価規定

第73回帝国議会に提出された商法中改正法律案は、1938（昭和13）年3月22日に成立し、4月5日に法律第72号として公布され、40年1月1日から施行された。

1938（昭和13）年商法における第34条はつぎのとおりとなった。

「第三十四条 財産目録ニハ動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ

営業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」

つまり、動産、不動産、債権その他財産一般について、「財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ」という時価を超える価額を付すことを禁止する時価以下評価規定と、これに加えて

営業用の固定財産については、その「取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額」を付すことを容認することが規定されたのである。

株式会社の財産評価に関する特則（第285条）は、つぎのとおりとなった。

「第二百八十五条 財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」

すなわち、営業用の固定財産については、その「取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額」を付すことを禁止する原価以下評価、取引所の相場がある有価証券については、その「決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額」を付すことを禁止する平均価格以下評価が規定されたのである。ここに独立した有価証券評価制度の生成を見出すことができる⁽²⁴⁾。

(6) 商法評価規定についての会計学会議論

1938（昭和13）年5月、「改正商法上の会計問題」をテーマとする第1回日本会計研究学会円卓討論会が開かれた。そのなかで商法の有価証券評価規定についての議論があり、つぎの吉田良三氏の発言が注目される。

「一体商法の規定といふものは商法が進んで評価規定を設けたものぢやないと思ふ。唯商法中に制限をしたり救済したりする規定を置く必要のあるものを特に例外的に挙げて居ると解釈するのが一番疑問が氷解するやうな気がします。こゝでは有価証券のやうな場合でも会計学的に言ふならば、所謂子会社の有つて居る有価証券はその子会社の財産の実質に依つて動かして居るとか或は原価で動かして居るとかいふやうな

ことを言ひますけれども、さういふ一般の特殊な場合は実際のやり方に委せて、丁度決算期に一時的に時価が暴騰暴落して居るといふやうな場合にそれに依らすといふことは株式会社の基礎の上にも影響があるし、非常に会社としても困るやうな場合が起るから、例へば決算日に非常な暴騰をして居つて一種の蛸配を防ぐ為にそれを救済の意味でやつて居ることで、これも一般的に有価証券の評価規定を設けたといふよりは、特に不都合のないやうにそれを矯正するといふ意味で評価規定を設けた」⁽²⁵⁾。

また、原口亮平氏は、「結局評価当時に於ける梃子入れ等に依る所の任意的相場を調整しようといふ意味でこの規定が入れられたのでございます」⁽²⁶⁾と発言している。

すなわち、商法の規定というものは、詳細な評価方法を定めるという性質のものではなく、株式会社の基礎を弱めることから救うために、最高限度あるいは最低限度を定めたものであり、有価証券について平均価格が採用されたのは、決算日という特定日にすると、相場操作等により異常な暴騰を起し、その価格によって評価を行うこと、また蛸配当を行うことは会社の基礎を弱めることになるから、それを防ぐために平均価格が適正な価額と考えられたことによるのである。

4. 財務管理委員会による会計制度の整備

他方、わが国では商法会計の枠外で、商工省主導の下、財務管理委員会によって会計制度の整備が進められた⁽²⁷⁾。

財務管理委員会は、財産評価に関する一般的原則を定めるべく、1932（昭和7）年7月に「資産評価準則（未定稿）」を公表し、事業の財政的基礎を堅実強固にするため、経営価値なきものを資産に計上せず、また、架空の利益を計上せず、正

確な利益を計算することに重きを置いて、取得原価評価を中心にした評価方法を提示した。具体的には土地は取得原価、建物・機械・設備は取得原価－減価償却額、商品は取得原価と時価の低価法、債権は帳簿価額－回収不能見込額、有価証券は市場価格による評価である。有価証券については決算当時における市場価格をもって評価することを原則とし、市場価格の変動が著しい場合には決算日の属する月の平均概算価格をもって決算当時における市場価格とみなすことができるとされた⁽²⁸⁾。

これら評価方法は、当時会計実務上において慣例として實際用いられている評価方法を採用入れまとめたものであろう⁽²⁹⁾。

その後、財務管理委員会は1936（昭和11）年2月に「財産評価準則」を公表するが、これは資産評価準則とほぼ同内容で、少し発展させたものであった。

すなわち、事業の財政的基礎を堅実強固にするため、原価評価を中心とし、土地は原価、建物・機械・設備は原価－減価償却額、商品・製品は原価と時価の低価法、債権は帳簿価額－回収不能見込額で評価することを提示した。有価証券については、所有目的により3つに区別し、売却目的有価証券は市価以下、同系会社および関係会社等経営目的有価証券は原価と市価の低価法、その他の有価証券は帳簿価額と市価の低価法による評価を提示した。なお、市価とは取引所またはその他公の市場において公表されている価格をいい、決算日の属する月の平均概算価格が、決算日における市価に比べ低い時は、その平均概算価格を決算当時における市価とすることができるとした⁽³⁰⁾。

これら「資産評価準則（未定稿）」と「財産評価準則」は、各種財産の評価方法を示したものであるが、これに法的な強制力があつたわけではなく、ここではただ単に制度の整備が進められたに過ぎない。しかし、商法会計の枠外で財産評価制度、有価証券評価制度が生成するきっかけが現れたよ

うにみえ、それまで企業経営者の私的なものから、社会共通のルールを提示したという意味では、大いに意義があったと思われるのである。そしてこれらは社会的な会計・評価制度である戦後の「企業会計原則」に結実していくことになる。

5. おわりに

本論文は、現行有価証券評価制度の見直しにあたり、そもそもわが国において有価証券評価制度がどのように生成したのかを歴史的に考察したものである。

わが国の有価証券評価制度は、1673年商事王令→1807年フランス商法→ドイツ商法→ロエスレル草案→1890（明治23）年商法→1899（明治32）年商法→1911（明治44）年商法→1938（昭和13）年商法という、いわば時価評価を基調とした財産評価制度の系譜から独立し、1938（昭和13）年商法において株式会社の特則として生成した。それは株式会社について平均価格を超える価額を付することを禁止する平均価格以下評価規定であった。この規定が生成した直接の原因は何かを調べるため、東京商工会議所の改正意見→法制審議会の商法改正要綱→商法中改正法律案→1938（昭和13）年商法と探ってみたが、やはりそれは会計実務上で問題となっていた評価配当、蛸配当が原因であろう。すなわち、当時は評価配当、蛸配当が横行し、多くの資金を配当によって社外に分配してしまう結果、会社の基礎を弱めていたという実情がある。また、市場は現在のようにまだ発展していなかった。したがって、決算日という特定日にとすると、相場操作等により異常な暴騰や暴落を引き起こし、その価額によって評価を行うこと、また蛸配当を行うことは、株式会社の基礎上にも影響を及ぼしかねないので、平均価格が適正な価額と考えられたのであろう。平均価格を超えることを禁止するのは、時価評価を基調とした

財産評価制度の系譜からきている。

他方、商法会計の枠外で、財務管理委員会が財産評価に関する会計制度の整備を進め、1932（昭和7）年に「資産評価準則（未定稿）」、1936（昭和11）年に「財産評価準則」を公表しているが、これらは、当時会計実務上において慣例として用いられている評価方法を採用し入れまとめたものであり、まだ制度としては成立していない。

このようにわが国の評価制度というものは、最初は他国を参考にして制度を導入するが、その後は会計実務からの要請により制度の修正がはかられていくということが明らかにされたのである。

したがって現行の有価証券評価制度も最初はIASやアメリカ基準を導入して成立したが、会計実務からの要請により修正がはかられていくものとする。すなわち、現行は、有価証券を4つに分類し、前3つ以外を「その他有価証券」に一括りにしているが、その他と言う割には、有価証券中に占める割合が圧倒的に高く、評価差額の純資産に与える財務的影響も非常に大きく、会計実務上の混乱をきたす一因となっている。これは日本の経営財務の一つの特徴である株式持合いや一方的所有の多さとそれを時価評価していることが原因であるが、持合いの良し悪しの議論はさておき、そもそも持合い株式というものは、会社経営権の維持という中核的意義を有し形成されてきたものであり、子会社、関連会社株式と同様に事業投資と考えるべきであり、時価評価の対象とするべきではないと思われる。

そこで区分の見直しを提唱したい。すなわち、有価証券を、1. 売買目的有価証券、2. 満期保有目的の債券、3. 子会社及び関連会社等経営支配目的有価証券、4. 長期保有目的有価証券、5. その他有価証券の5つに分類するのである。そして持合い株式等は3に分類し、個別財務諸表では原価評価、連結財務諸表では持分法を適用することが適正な評価方法であると考えている。

〈注〉

- (1) 1999年1月22日、企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準」を指す。
- (2) ここで「有価証券」とは、株式および債券等をいい、「有価証券評価」とは、有価証券にいくらかという貨幣数値をあててをいう。「有価証券評価制度」とは、有価証券評価の制度ないしシステムであって、具体的には商法規定や会計制度のことをいう。
- (3) 1673年商事王令については友岡賛（2009, pp. 185-186）を参照。
- (4) Roesler（1884）；司法省訳（1995, p. 126）。
- (5) 注記で「此規則ハ獨逸商法ヨリ抄出スル處ニシテ虚欺ノ価殊ニ実価ヨリ高キ価ヲ付スルヲ禁スル者ナリ」〔Roesler（1884）；司法省訳（1995, p. 128）〕と説明されている。
- (6) 「当時ノ相場」とは、公債証書、株券、玄米等の取引所において定める価額をいい、「市場価値」とは普通商品における一般の売買価額をいう。長谷川喬・岸本辰雄（1995, p. 152）を参照。
- (7) 法律取調委員会「商法第一読会会議筆記」p. 19, 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985a）および法律取調委員会「商法第二読会会議筆記」pp. 14-15, 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985a）, 法律取調委員会「商法草案議事速記」pp. 26-27, 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985b）, 長谷川喬・岸本辰雄（1995, p. 152）を参照。
- (8) 法典調査会「商法委員会議事要録」p. 48, 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985c）。
- (9) 第二次法律取調委員会「商法中改正法律案議事速記録一」pp. 12-71, 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985d）を参照。
- (10) この頃、フランス、イギリス、ドイツ、スイス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、イタリア、スペイン等のヨーロッパ諸国やロシア、アメリカにおいても、商法、会社法等の改正が一種のブームとなっていた。佐々穆（1930, pp. 3-4）を参照。
- (11) 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1928, pp. 1-2）および東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1929b, pp. 61-62）。すなわち、時価を超える価格を付けることを禁止する時価以下評価では、故意に低い評価額を付けて利益を減らして減配したのち、評価額を高くして利益を増やし増配することが容易に可能であり、いわば利益の時間的移動が可能で非常に操作性の高いものであるから、最高限度額とともに最低限度額を明示すべきであるという意見である。
- (12) 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1929b, p. 59）。
- (13) 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1929a, p. 6）を参照。
- (14) 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1930, p. 15）を参照。
- (15) 法制審議会（1931, p. 5）を参照。
- (16) 法制審議会（1931, p. 37）。
- (17) 当時は株式会社において剰配当が頻繁に行われていた。特に有名なのは東洋モスリンのケースで、東洋モスリンは剰配当を重ねた結果、財産の実態が非常に悪くなり、1929（昭和4）年8月29日開催の大株主会で7,756,300円にも上る巨額の欠損を計上したことを報告している。欠損の内訳は、原料1,786,909円、製品2,197,486円、仕掛品160,134円、屑物123,534円、假出金680,988円、増設費12,000円、職工立替金39,813円、未収入金317,103円、受取手形2,438,333円である。東洋経済新報社編（1929, p. 23）を参照。剰配当等不正決算の横行については高橋亀吉（1930, pp. 209-228 および pp. 264-302）が詳しい。
- (18) 法制審議会（1931, p. 38）。
- (19) 司法省民事局編（1937, p. 2）を参照。
- (20) 司法省民事局編（1937, pp. 21-22）。
- (21) 司法省民事局編（1937, p. 22）。
- (22) 司法省民事局編（1937, p. 156）。
- (23) 司法省民事局編（1937, p. 156）。
- (24) 実際、有価証券について平均価格以下評価が行われていたのかを当時の営業報告書で調べてみると、例えば九州火力発電株式会社では、所有する日本発送電株式15,000株を1株平均価格44.5円のところで、平均価格以下の44円で評価し、660,000の有価証券評価額を財産目録に計上し、前期750,000との差額90,000を有価証券評価損として損益計算書に計上している。このように九州火力発電株式会社では実際、平均価格以下評価が行われていたとみることができる。九州火力発電株式会社「第11期営業報告書」、1940（昭和15）年, pp. 9-10を参照。
- (25) 日本会計研究学会（1938, p. 165）。
- (26) 日本会計研究学会（1938, p. 166）。
- (27) 1927（昭和2）年の金融恐慌以来、わが国は深刻な経済不況に陥っていた。その不況から抜け出せず、金解禁後の経済建直し策として、産業合理化と国産愛用の二大政策が掲げられ、国内産業の振興がはかられた。特に産業合理化推進を急務としていた政府は、1930年6月、商工省に臨時産業合理局を特設し、その常設委員会として、財務管理委員会、生産管理委員会、国産品愛用委員会

等を設けた。財務管理委員会は一般事業会社における計算を適正にする目的の下、各種企業における財産管理の合理的基準方式の設定、原価計算、減価償却、財産評価に関する一般的原则の設定等を担当した。日本商工会議所（1930, pp. 149-161）を参照。

- (28) 日本商工会議所（1932, pp. 125-135）を参照。
 (29) 原口亮平（1933, pp. 14-15）でも「各種の資産評価法を通覧するに、其の方法は一定の主義に據りたるものにあらずして、通常實際界に行はれ居ると考へられる評価法を集合したるものと断定せられる。故に之を会計学教科書に照らすも、著しく相違するところなく、又各国の法制に照らすも甚だしき違法なる事実を生ずることがない」と指摘している。
 (30) 臨時産業合理局財務管理委員（1936, pp. 121-134）。

参考文献

- Hermann Roesler（1884）*Entwurf eines Handelsgesetzbuches für Japan*. 司法省訳（1995）『ロessler氏起稿 商法草案〔復刻版〕』新青出版。
- 小野耕一編（1938）「第七十三回帝国議會 商法中改正法律案委員會議事抄録 附（一、商法中改正法律施行法案 一、有限会社法案）」。
- 佐々穆（1930）「社会的經濟的事実に即したる我国現時の株式会社法改正の要諦」『法律時報』第2巻第1号。
- 司法省民事局編（1937）『商法中改正法律案理由書（総則 会社）』清水書店。
- 高橋亀吉（1930）『日本資本主義の合理化』春陽堂。
- ダイヤモンド社編（1929）「東洋モスの整理と前途」『経済雑誌ダイヤモンド』第17巻第27号。
- 東京商工会議所（1966）『東京商工会議所八十五年史〔上巻〕』東京商工会議所。
- 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1928）「商事関係法規改正希望事項集録（其一）〔第2版〕」〈資、六〉。
- 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1929a）「決議事項（会社総則、株式会社）『確定事項〕〔第2版〕」。
- 東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会（1929b）「商事関係法規改正発問事項ニ対スル回答書集録（其一）」〈資、十六〉。
- 東洋経済新報社編（1929）「前途渾沌たる東洋モス」『東洋経済新報』第1366号。
- 友岡賛（2009）『会計学はこう考える』筑摩書房、ちくま新書797。
- 日本会計研究学会（1938）円卓討論「改正商法上の会計問題——円卓討論会速記——」『会計』第43巻第1号。
- 日本商工会議所（1930）「臨時産業合理局」『産業合理化』第1輯。
- 日本商工会議所（1932）「資産評価準則に就て」『産業合理化』第6輯。
- 日本放送電株式会社解散記念事業委員会編（1955）『日本放送電社史——業務編——』日本放送電株式会社解散記念事業委員会。
- 長谷川喬・岸本辰雄（1995）『商法〔明治23年〕正義第1巻・第2巻 日本立法資料全集 別巻48』信山社出版。
- 原口亮平（1933）「産業合理局案資産評価準則について」『国民経済雑誌』第54巻第2号。
- 法制審議会（1931）「商法改正要綱 第一編総則 第二編会社」。
- 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985a）『日本近代立法資料叢書17 会社条例編纂委員会商社法第一読会筆記 会社条例編纂委員会商社法第二読会會議筆記 会社条例編纂委員会商社法第三、四読会文字校正會議筆記 法律取調委員会商法第一読会會議筆記 法律取調委員会商法第二読会會議筆記』商事法務研究会。
- 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985b）『日本近代立法資料叢書18 法律取調委員会商法草案議事速記』商事法務研究会。
- 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985c）『日本近代立法資料叢書19 法律取調委員会商法ニ関スル書類 旧法律取調委員会商法ニ関スル書類 法律取調委員会商法再調査案議事速記録 法典調査会商法會議筆記 法典調査会商法委員會議事要録』商事法務研究会。
- 法務大臣官房司法法制調査部監修（1985d）『日本近代立法資料叢書20 法典調査会商法整理會議事要録 法典調査会商法決議案 法典調査会商法施行法議事速記録 第二次法律取調委員会商法中改正法律案議事速記録一』商事法務研究会。
- 臨時産業合理局財務管理委員（1936）「財産評価準則」『会計』第38巻第6号。